

新潟市立結小学校いじめ防止基本方針

1 意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。そして、この課題を解決していくためには、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが必要である。結小学校の職員は、このことを深く鑑み、いじめを生まない学校、いじめの問題を克服する学校を目指し、基本的な方針を定めることとする。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

教職員が「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、**いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。（児童同士の会話内容・児童の表情の見取りなど、細心の注意を日頃より向けていく。）**

4 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、**教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。**

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。**（「いじめ」に関わる特集を「学校だより」にて発信する。）**

5 保護者の責務等（いじめ防止対策推進法第9条）

- （1）保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- （2）保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をい

じめから保護するものとする。

- (3) 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- (4) 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、第三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

6 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

<授業づくり>

- (1) 分かる授業づくり
 - ・「かかわり」を大切にした授業
- (2) 学級集団づくり
 - ・学年、学級活動の充実
 - ・ピアサポートプログラム、縦割り班活動の計画的な実践
- (3) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の設定
 - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- (4) 児童会活動の充実
 - ・学校行事の主体的な運営
 - ・委員会活動の充実（児童からの発意を核として）
- (5) 人権学習、道徳教育の推進**（年度当初に行い、積み重ねる。）**
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解

(6)授業以外の時間での児童の行動観察

- ・**登下校時・始業前・給食前・休み時間の児童の行動や会話の様子**
- ・**児童間で上下関係が生じないよう観察や指導**

<信頼関係づくり>

- (1) 多面的な児童理解
 - ・**理解しようとする姿勢をもつ。**
 - ・**よさ、困りごと、感じ方を理解しようとする。**
 - ・観察、普段のコミュニケーション**（特に担任が話をよく聞いてあげること）**、1対1で話を聞く機会、保護者や同僚からの情報、客観的データの蓄積
- (2) 認め、励ましの働き掛け
 - ・関心をもって肯定的にかかわる姿勢をもつ。

- ・全職員でかかわろうとする姿勢をもつ。（全職員で認め、励ます）
- ・自分を伸ばすことにつながる行為、周りのためになる行為を認める。
- ・直接本人に伝える、第三者（保護者、担任以外の職員、友達等）を介して伝える、言葉・サイン等で伝える。
- ・認め、励ます必然性を意図的に設定する。

（3）チーム支援による早期対応

- ・校内支援委員会の即時開催、小回りの利くメンバー構成
- ・秋葉区教育支援センター指導主事やスクールカウンセラー、新潟市教育相談センター（秋葉区教育相談室）、特別支援教育サポートセンターとの情報共有と行動連携

7 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

（1）朝・帰りの会や授業中などの観察

- ・欠席・遅刻・早退の管理
- ・出席をとるときの声、表情
- ・健康観察、保健室等での様子

（2）元気アンケート（生活行動アンケート）の実施

- ・年間3回実施（6月、10月、1月）
- ・夏休み明けのミニ元気アンケートの実施
- ・重大事案につながる恐れのある場合は、毎週または毎月行う場合がある。

・即日チェック(管理職へ)及び元気アンケートを基にした「いじめ対応委員会」の実施。

（3）アセス（学校適応感尺度）の実施と分析・学年検討会の実施

- ・年間2回実施（7月、11月）

（4）週1回の職員終会での情報共有（各学年で気になる児童への対応、事故報告等）

（5）発見した「いじめ」の早期連絡・相談体制

・発見者(担任・教科担任等)は、即「イエローカード」で管理職に連絡する。学年主任・生活指導主任へ口頭で連絡する。

8 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ・生徒指導校内ミーティング（後述）」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、秋葉区教育支援センターや新潟市教育委員会と連携を図り、専門機関と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

（1）いじめ問題の対処の流れ…「生徒指導いじめ対応ガイドブック」を踏まえた対応

(2) いじめ対応の留意点

- ・いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、管理職に報告する。
- ・管理職は、いじめの報告を受けた場合、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ・いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ・いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ・管理職は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ・管理職は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ・いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

9 いじめ防止のための校内・校外組織

(1) いじめ・生徒指導校内ミーティング

いじめ防止等に組織的に対応するためにいじめ・生徒指導校内ミーティングを設置。

基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行い、必要に応じてミーティングを開催する。

構成員は以下のとおりとする。

<いじめ・生徒指導ミーティング構成員>

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学年主任、学級担任、その他関係職員（スクールカウンセラー等）、養護教諭

※ 重篤な事態が予想される場合は、上記いじめ・生徒指導校内ミーティングとは別個に、新潟市教育委員会と相談の上、いじめ対策委員会を組織する。

(2) 新津第二中学校区いじめ防止連絡協議会

地域全体で子どもをいじめから守る体制を整えるために、荻川地区主任児童員、新津第二中学校区いじめ防止連絡協議会を設置。

新津第二中学校区諸学校と保護者、地域の代表が連携して、いじめ防止等への取組について協議、情報共有する。

構成員は以下のとおりとする。

<新津第二中学校区いじめ防止連絡協議会構成員>

校長、PTA会長、生活指導主任・生徒指導主事、荻川コミュニティ振興協議会会長・副会長、荻川地区健全育成会会長・副会長、荻川地区主任児童員